

日本平和学会 ニューズレター

NEWSLETTER

PEACE STUDIES ASSOCIATION OF JAPAN

第 23 卷第 1 号

2018 年 5 月 10 日

もくじ

- 巻頭言 平和研究の存続のために 黒田俊郎（第 23 期会長） 2
- 2017 年度秋季研究集会概要 3
- 分科会報告 11
- 日本平和学会第 23 期役員一覧 20
- 日本平和学会分科会及び分科会責任者一覧 21

巻頭言 平和研究の存続のために

黒田俊郎（第23期会長）

本年2018年で日本平和学会は創設45周年を迎えることとなる。この節目の年を会長として迎えるにあたり、なにをなすべきかを自問し、歴代会長の筆になる過去の巻頭言を繙いてみた。そこには鋭利で深みのある時代分析があり、平和研究の課題をめぐる真摯な問いかけがあった。また課題を克服し、新たな視座を開拓するための学会運営の指針の提示があった。ここでは、そのようなこれまでの歴代会長による巻頭言を踏まえ、他方で我が身の非才さを考慮して、前者すなわち時代の分析と平和研究の課題提示よりも、後者の学会運営にかんして、23期の基本方針についてわたくしの考えを示し、会員諸賢のご指導ご鞭撻を請いたいと思う。

日本の平和と自由主義が現在危機に瀕しているのと同様に、日本平和学会もまたその組織としての存続可能性の面で危機に直面しているといつてよい。会員数は減少傾向にあり、財政は悪化の兆しをみせ、平和研究の学際性を支える学問及び社会活動諸分野からの新たな知見の導入は必ずしも順調かつ潤沢とはいえない。現時点でただちに学会活動に支障が生じるわけではないが、中長期的に見た場合、会員数や財政構造に関しては楽観できず、なによりも危惧されるのは、今後、学会がその知的基盤をやせ細らせ、社会を照らし社会を導く学問的メッセージを持続的に発信し続けることができなくなるのではないかということである。

それでは、学会として今後2年間、そのような事態に直面して、なにをなすべきであろうか。あるいはなにができるのであろうか。私見では、第一に学会財政の立て直しであり、第二に次世代平和研究推進のための体制整備である。前者については、なによりもまず現状の把握と共有が急務であり、収入増の方策及び支出切り詰めの検討に基づく収支均衡型の緊縮予算の策定が求められている。またこの文脈では、事務局業務の合理化・簡素化や会員の収入状況に配慮した会費納入制度の検討も必要であろう。いずれも喫緊の課題である。

後者、次世代平和研究推進のための体制整備は、学会が有する現行制度の趣旨確認とその活性化による新入会員獲得及び若手・中堅会員の研究・社会活動に対する育成・支援が柱となろう。平和学会は、制度としては、全国に拡がる七つの地区研究会に始まり、学際性あふれる二十の分科会を経て、春の研究大会、秋の研究集会ごとに企画される各種部会へとつながるボトムアップ型の良質な研究会システムをもっているが、現在、その相互のつながりが十分自覚されておらず、その潜在力

が十分に発揮されていない。そこで第一に地区研究会については各地区代表と、分科会については分科会責任者連絡会議世話人及び副世話人と協議し、両者間の連携強化を図りたい。またその際、19期から開始された全国キャラバン（第一期は平和の再定義をテーマに掲げ、現在進行中の第二期は社会構想としての憲法を論じている）の活用も視野に入れたい。

第二に、春の研究大会、秋の研究集会の企画にかかわる企画委員会については、今回は副委員長職を新設し、春大会の企画・運営、秋集会のサポートをよりいっそう充実させる。現行制度の下では、企画委員会には、地区研究会や分科会での報告や討論に目を配りながら、部会企画の水準を画定し、あわせて部会企画と学会誌の特集テーマとの接続をはかることが要請されている。また時々々の政治・社会情勢に呼応し、次世代平和研究推進のための企画案を立案し、それを新入会員獲得の一助とする必要がある。登壇者、レジュメ、ペーパーについては原則（会員に広く登壇の企画を提供し、レジュメは必須、ペーパーは任意だが推奨）を再確認したい。他方、編集委員会に関しては、今回はなによりもまず刊行スケジュールに大幅の乱れが生じた学会誌『平和研究』のルーティン（年二回[春秋]刊行）への復帰を急ぎ、くわえて、会員の研究成果発表と次世代平和研究推進のために、依頼論文、投稿（査読）論文に加えて、レビュー論文、書評論文、活動報告等を積極的に掲載していきたい。

以上、短期的には現行制度の趣旨確認とその活性化による次世代平和研究推進のための体制整備に邁進したいが、中長期的には、将来構想ワーキンググループを設置し、学会の中長期方針を策定する予定である。その際の主たる論点は、基本原則（学会の学問的・社会的役割）の確認であり、それを踏まえた強化・補強すべき学問・活動分野の再検討である。また2023年の学会創設50周年を見据えた記念企画の立ち上げにも着手しなければならぬし、21期に設置されたプロジェクト委員会（平和教育及び「3・11」）の第1期総括と次期の展望についても十分な議論が必要となろう。

むろん目の前にある懸案（日本学術会議協力学術研究団体への登録など）に取り組み、未完の刊行事業（平和研究の論点[6月に刊行予定]、戦争と平和を考えるドキュメンタリー50選、第1期全国キャラバン成果の刊行など）を速やかに進めることも忘れてはならない。また学会声明については、差出人や宛名人を誰にするかなど、検討すべ

き事柄が多々あるが、現下の社会情勢では、少なくとも憲法、核、沖縄、そして東アジアの平和については、歴史の風雪に耐える思想的バックボーンと文体をもった声明を準備する努力を怠ってはならないであろう。この点と関連して、21期に学会ウェブページ上に開設された「平和フォーラム」の再活性化と「安保法制 100 の論点」に続く企画の立案が社会への発信面では学会にとって最重要課題である。そして最後に国際交流面では、23期は中国、韓国を初めとした東アジアに基軸を置いた国際交流を積極的に展開する予定であること付言しておきたい。

米国の政治思想家ジュディス・シュクラークがかつて述べたように「ありふれた日常的な事柄を

忘れてしまうのは、リベラルな政治の忘却である。リベラルな政治とは、戦争や革命の企てではなく、平和と妥協の実践なのである」としたら、日々の生活のなかで足下を見つめながら、微力とはいえ、学会活動に全力を尽くすことは、自分を越えたなものかにも尽くすことであり、そのような行為の持続が平和の礎となることを信じて、日本の平和研究の存続と発展のために会員の皆さんと共に汗を流したいと思う。

2017年度秋季研究集会概要

大会テーマ：ポスト成長時代の社会構想—環境とコミュニティの破壊から再生へ—

部会2 「パックス・エコノミカを超越するために—脱成長論の思想と実践」（開催校企画）

基調講演：辻信一（明治学院大学・ナマケモノ倶楽部）

「ローカリゼーションへの道筋—ポランニーによる経済的自由主義批判から—」

パネル・ディスカッション

パネリスト1：辻信一（明治学院大学・ナマケモノ倶楽部）

パネリスト2：片山佳代子（糸紡ぎ講師・ガンディー研究家）

パネリスト3：石井一也（香川大学）

コメンテータ：古沢広祐（國學院大学）

司会：石井一也・古沢広祐

本部会は、生産力主義や経済的利益をひたすら追求した「成長」の時代を超えて、新しい時代（これを本研究集会では「ポスト成長時代」と呼んでいる）の人間の生き方や社会のあり方を考えようとするものであった。辻信一氏（明治学院大学・ナマケモノ倶楽部）による基調講演（第1部）は、「ローカリゼーションへの道筋—ポランニーによる経済的自由主義批判から」と題して、世界のグローバル化の過程において、いかに「社会に埋め込まれた経済」が「経済に埋め込まれた社会」へと転換したか、そして、その転換のベクトルを反転させるためには、交換や再分配から互酬への重点シフトを含む「ローカリゼーション」の思想が大きな働きをなすことを主張した。その際、ポランニーにくわえて、サティッシュ・クマールの「ソイル・ソウル・ソサエティ」、ティクナットハンの「相即」、イヴァン・イリイチの「コンヴィヴィアリティ」などが、重要な構成要素となることが示された。

第2部にパネリストとして登壇した片山佳代子氏（ガンディー研究家・糸紡ぎ講師）は、辻氏の議論に呼応して「村単位の自給自足—ガンディー

のスワデシの実践より—」と題して報告された。日本の安藤昌益の考え方も重ね合わせて、ガンディー思想を紹介し、床屋や風呂屋、鍛冶屋や蕎麦屋といった生業が村に備わり、村人が同じ村の人のために働くことで村の需要が満たされてゆくことが、彼らの理想とした社会であったこと、またそうした社会においては、不必要な競争は起こりえないことを論ずるものであった。こうした理想の社会においては、人々の生き方が、現代社会のなかでは是認されるそれとは大きく異なっている。片山氏は、「奪い合うから足りないだけで、奪うことをやめれば、必要以上に、自分のものとして蓄えることをやめれば、実は十分以上のものを天から与えられていることに気づく」という。

つづいて同じくパネリストとして登壇した石井一也（香川大学）の報告は、「ガンディーの脱成長論—コンヴィヴィアリティを軸として」と題するものであった。辻氏講演にも登場したイリイチの「コンヴィヴィアリティ」を、人類の現代世代と将来世代の関係性にも敷衍して考え、ガンディーの近代文明批判にもとづくチャルカー運動を「脱成長社会の生産技術」として重視した。ガン

ディー思想の系譜を、エルンスト・シューマッハー、ヨハン・ガルトゥング、ヴァンダナ・シヴァ、サティシュ・クマール、A. K. アリアラトネ、スラック・シワラク、辻信一、片山佳代子などに辿り、それが現代社会において力強く息づいていることを訴えた。

これら3人の講演および報告にたいする古沢広祐氏（國學院大學）のコメントは、そもそも「脱成長」を論じるうえで重要な議論の土台として、「環境軸」（自然・人間生態系の形成）、「社会軸」（経済・政治を含む組織・制度の形成）、そして「文化軸」（個から集団のアイデンティティ、世界認識・心象の形成）の3つの軸を示すものであった。やはりポランニーによる「互酬・再分配・交換」の関係性を重視しつつ、「私(企業)」

「公(行政)」、「共(市民・コミュニティ)」という3類型が、「ボックス・エコノミカ」を越えて社会経済システムを再構築するうえで重要な役割を果たしうるというヴィジョンが提示された。

フロアからは多数の質問が提出され、活発な質疑応答がなされた。本部会は、開催校と中国・四国地区との共同開催であったが、部会を企画した者としては、登壇者・質問者を問わず学会内外の様々な人びとによる積極的な参加と協力によって支えられ、実り多い討論と思考の場が形成されたことを幸いと考えている。

(石井一也)

部会3 「ワークショップ『平和のためのリテラシー』」（平和教育プロジェクト委員会企画）

ファシリテーター：ロニー・アレキサンダー、奥本京子、杉田明宏、鈴木晶、高部優子、竹中千春、
暉峻僚三、松井ケティ、山根和代

22期の平和教育プロジェクト委員会では、「平和を壊す問題に敏感になり、社会の主役としてそれを考え、語り交わし、行動する Active Citizen を育て、Active Citizen 養成に関わる平和教育の人の輪を広げてゆく」ことを重要なミッションとして、学会の大会・集会でワークショップを提供してきたが、今期最後となる香川集会においては、「平和のためのリテラシー」をキーワードとした複合的なワークショップを提供した。Active Citizen になるための必須のスキルが平和のためのリテラシー力だからである。特に、デマや扇動に流されず、暴力への加担をせず、しかし、私たちの社会が内包する暴力に対して無関心にならずに向き合っていくためのリテラシー力は、情報通信技術の発達により、誰もが非常にお手軽に、暴力の扇動者になりうる現代社会においては必須のスキルと言って良いだろう。

上記の認識に基づき、香川集会においては、3つのワークショップをパッケージとしたワークショップを実施した。3つのうちのメインとなるワークショップは、参加者が自分たちで「平和のためのリテラシー」をキーワードとした平和教育のプログラムを作ることとした。自分たちのプログラムを作るための導入として、メインとなるワークショップの前に2つのプログラムを提供した。

最初のプログラムは、参加者に作るプログラムをイメージしてもらいやすいように、サンプルとして「争点」というワークショップを提供した。これは、争点となることの多い実際のイシューと、イシューに対する両極の方向性を持つ意見を提示し、提示された両極に参加者が分かれて、お互いを説得し合うものである。イシューとしては、北朝鮮のミサイル・核開発に関連する安全保障問題

を例として使った。安全保障問題に対する両極の意見として、1) なんととっても北朝鮮が核開発やミサイル実験を繰り返しているのが悪いのだから、最大限の制裁と、武力行使も辞さない態度で、屈服させることが地域の安定と平和に繋がる。という意見と、2) 実験を繰り返すことは悪いことだが、人民には罪はない。制裁ばかりでなく人道支援はするべきだ。そして、問題は対話によってしか解決しない。軍事力の行使は絶対に避けるべき。平和は平和的手段でしか達成できない、という意見を両極として提示した。1) と 2) を会場の隅として、参加者には、自分の考えと近いと思える位置に立ってもらった。平和学会の集会という性格上、ほとんどの人は 2) の位置につくことが予想された（また実際にそうだった）ので、その場合は、プロジェクト委員会のメンバーが 1) に近い意見を代弁した。立ち位置を決めたのち、対話によりお互いの立場への説得を試みることで、異なる立ち位置からの発信を理解し、その上で自分の立ち位置を投げ返すという、平和のためのリテラシーに必須の「やりとり力」を発展できるプログラムでもある。私たちの日常生活の中には、それほど社会的なイシューに関してやりとりをする機会があるわけではない。また、機会があっても、社会問題に関して議論しようとする事自体が「イタイやつ」という反応が返ってくることも多く、議論したい意思があっても、それを自ら抑えてしまうこともある。このプログラムは、参加者の考え方の立ち位置と、物理的な立ち位置をリンクさせており、自分の立っている場所の近くには、比較的自分の意見と近い人々がいるという環境を作り出すことによって、議論がしやすい場となっている。

上記のワークショップの後には、ワークショップを受けて、参加者それぞれが、自らの「平和をつくるフィールド」で感じる平和のためのリテラシーの欠如、および、平和のためのリテラシーを扱う上での難しさを、会場で共有した。平和学会の集会という性格上、大学で教えている教員が大半を占めており、彼らからは、扱うこと自体の難しさというよりも、どれだけ「口を挟まないでいられるか」への難しさが共有された。また、少数ではあったが、高校の教員からは、学校の授業という空間で最初のワークショップのようなイシューを扱うこと自体の困難さも共有された。当日は、高校生も数名参加してくれた。平和学会の集会に参加するという事は、かなり、普段から社会問題に敏感な生徒なのではないかと推察されるが、彼らからは、自分が話したくとも、周りに話せる人がいない、話す機会がないなどの現状が共有された。

まとめとして、最初のサンプルとなるプログラムと、ディスカッションを踏まえ、参加者それぞれが、「平和のためのリテラシー」という言葉から想起する問題意識をもとにグループ分けをし、「平和のためのリテラシー」を養う 10 分程度のプログラムをグループワークで作成、会場で実施するワークショップを行った。ワークショップには、最終的な目標と、そのプログラムを行う直接的な目標、そして、その内容と実施過程を書き込む簡単なフォームを配布した上で行った。ワークショップでは、参加者は 10 分程度で完結するプログラムを、フォームを使って完成させることと

なっていたが、各グループ、10 分ではとても収まり切らない壮大なプログラムを提案することとなった。一方で参加者の発想を制限せず、しかし他方ではプログラムの趣旨から外れないように、どの程度介入するべきか、バランスは課題となった。

結果として、参加者が自ら作ったプログラムを実践し合うというよりも、考えたプログラムの説明をし合うこととなった。参加者からは、1) テロが起きたらどうするかなど、具体的に想像できるシミュレーションを提示し、そこに関わるあらゆるステークホルダーを整理しながら、自分ごととして平和を脅かす問題を考えられるようにするプログラム、2) 「遠い存在を身近に感じる」をテーマに差別の構造の中で、相手の立場になって考えてみるプログラム、3) 多様性を持った共生をテーマに、違う属性同士が対話をしやすい場を作ることを目的としたプログラム、4) 核兵器のある世界と無い世界をイメージしたイラストを使って、核問題を自分ごととして考えるプログラム、5) 貧困問題を切り口に、連想する状況を並べ、そこから実際のケーススタディを経て、貧困のワンシーンをみんなで体のポーズをとることで表現することで、最大の平和リテラシーの欠如といえる「無関心」を変えてゆくことを目的にしたプログラムと、それぞれが平和リテラシーを考えさせるプログラムの素案が出された。

(暉峻僚三)

部会 4 瀬戸内海放送報道番組上映「豊島産廃の撤去完了—『豊島事件の教訓』を考える」（開催校および中国・四国地区共同企画）

報告 1：安岐正三（廃棄物対策豊島住民会議）

「豊島—長い闘いの終わりの始まり」

報告 2：真鍋宣子（豊島棚田くらぶ）

「豊島と共に—私たちの問題として歩んだ 20 年」

報告 3：藤本延啓（熊本学園大学）

「豊島問題の社会史—不法投棄事件は人々と社会に何をもたらしたか」

討論：横山正樹（フェリス学院大学）

司会：寺尾徹（香川大学）

1980 年頃から始まった豊島産業廃棄物不法投棄事件は、豊島島民による「廃棄物対策豊島住民会議」の強力な取り組みの展開により、香川県との間で 2000 年に公害調停を成立させ、それに基づく廃棄物の除去・無害化作業をやりきり、世界的にみても特異な事例となったその年に行われた歴史的な部会となった。

はじめに廃棄物処理作業を振り返るテレビ番組の内容を振り返り、廃棄物処理作業が一段落した歴史的な節目である 2017 年の意義深い部会であることを確認した。

第 1 報告は、廃棄物対策豊島住民会議の安岐正三氏にお願いした。豊島産業廃棄物不法投棄事件とはなんであったか。県の果たした役割は何か。豊島住民コミュニティがいかにして産廃不法投棄事件に対して闘ったか。これらについて、歴史を追って振り返るものとなった。業者による産廃処理業許可申請に端を発し、それに反対する住民の反対運動にもかかわらず、1990 年 11 月の兵庫県警による強制捜査に至るまで県が業者に加担、助長して不法投棄が深刻化した、「住民の敗北」の第 1 期。廃棄物対策豊島住民会議の再結成から、

業者の逮捕に伴う刑事事件の公判記録が明らかになるにつれ新しい展望を切り開き、中坊公平弁護士をはじめとする強力な弁護団とともに、公害調停委員会の仕組みに依拠して、讃岐側住民をも巻き込む「香川県 100 カ所座談会」を開催するなど、県との調停成立を勝ち取る（2000 年）に至る、「住民の勝利」の第 2 期。一転して、廃棄物の処理のために、県側と住民、専門家がそれぞれの立場から主体的にかかわりながら、廃棄物を無害化処理し再生利用させる（2017 年 6 月）に至る、「県と住民との協働」の第 3 期。そして新しい豊島を展望する第 4 期への展望を共有した。

第 2 報告は、市街地住民側をも広範に巻き込んだ取り組みを展開してきた真鍋宣子氏（豊島棚田クラブ）よりいただいた。市街地住民による番丁地下駐車場建設に対する反対運動や、市民手作り選挙の展開などを背景に立ち上げられたこの運動は、「豊島は私たちの問題ネットワーク」という名前が象徴するように、産廃問題を市街地住民側の問題と受け止め、住民側の運動と呼応するように、香川県の責任を自覚する運動として展開された。部会概要が指摘するように、廃棄物不法投棄と闘うとりくみが、豊島住民と市街地住民を結ぶ新たなコミュニティの再生を促したこと、今でも豊島に実際に足を運び、悔しさや喜びを共にすることの大切さを浮き彫りにした。

これらの報告を受けて、かつて豊島に住み込みながら豊島住民会議に主体的にかかわり、今も研究活動の対象とし続けている熊本学園大学の藤本延啓氏の第 3 報告がなされた。この報告は、「コミュニティの破壊」という部会テーマへの一つの混乱があったことの独白から始まった。豊島住民の視点から見る限り、高齢化と過疎化が進行しているとはいえ、豊島住民会議を組織し行動してきたような「コミュニティ」は破壊されているとは言えないのではないか。産廃不法投棄事件が破壊したのは「コミュニティ」ではなく、「コンヴィヴィアリティ」であると捉えるべきだとする問題提起がなされた。

討論者にはフェリス女学院大学の横山正樹氏が立った。豊島事件を、近代の工業文明が、豊かさを求めて開発を目的化する中で、太陽、水と人に

加えて内なる自然としての社会関係を含め、生きる条件そのものを危機に追いやっていること、すなわち生存条件の破壊へのシフトを象徴する事件と特徴づけた。横山氏自身も、この取り組みを通じて日本平和学会の環境平和分科会に深くかかわっていったことを紹介。東電・福島の問題など、コミュニティを根こそぎ破壊するような事件もあるが、この点で豊島事件はどうであったか。人々の言葉や事実から学ぶこと、人の共感、新しい生の在り方を示すものとなるのではないかと問いかけた。

会場からも、「水俣・豊島・福島の共通点」「行政の加害責任を問う必要性」「住民の運動の分断はなかったのか」「NIMBY 運動の限界をどう乗り越えるか」「廃棄物処理法が機能をしていなかったのか」といった質問が報告者に出され、活発なやり取りがあった。特に、住民の運動の分断に対して「足の遅いものにあわせる」という（故）中坊公平弁護士の言葉が紹介され、印象的であった。

本部会概要は、1980 年頃からはじまった豊島産廃不法投棄事件により「環境とコミュニティが破壊されてきた」こと、それを振り返りつつ「人間が自然と調和しながら共生する新しい時代の社会を素描すること」を目的とした。その中でこの「コミュニティの破壊」という評価をめぐる問いを会場も共有しながら議論が展開された。また、秋季大会の開催趣旨が指摘している「コンヴィヴィアリティの構築」の概念は、豊島のコミュニティにいかなる事柄が生じたのか、都市住民と豊島住民がどのような共感関係を築いていったのか、今後の方向性をどのように展望するか、といった問題に共通する背景をとらえる契機となっていることも確認できたように思う。

（寺尾徹）

部会 6 「3.11『復興』・『再生』を問う—忘却に抗うよりどこを求めて」（3.11 プロジェクト委員会企画、日本環境会議後援）

報告 1：除本理史（大阪市立大学・日本環境会議事務局次長）

「『復興弱者』の視点から福島復興政策を問い直す」

報告 2：嶋原敦子（仙台高専・日本平和学会「3・11」プロジェクト委員）

「『復興』が置き去りにする被害」

討論 1：藤川 賢（明治学院大学・環境社会学会理事）

討論 2：蓮井誠一郎（茨城大学・日本平和学会「3・11」プロジェクト委員長）

司 会：竹峰誠一郎（明星大学）

（企画趣旨）

2011年3月11日から6年半以上の月日が流れ、福島第一原発事故の忘却が加速的に進んでいる。他方、帰還政策が進められるなか、補償打ち切りも連動し、新たな問題が生じている。3.11原発事故のその後の未来はどう拓いていけばいいのだろうか。

福島原発事故からの「復興」「再生」が叫ばれているが、その矛盾も広がっている。2017年にはいり『「復興」が奪う地域の未来』（山下祐介、岩波書店）、『復興ストレス』（伊藤浩志、彩流社）など、「復興」を批判的にとらえる書も相次いで刊行された。

公害、環境問題、核被害問題がこれまで問うてきた知見にも学び、福島原発事故の「復興」「再生」を問い直し、忘却に抗うよりどこを探りたい。平和研究と環境研究との連携・対話を深める場ともしたい。

（要約）

以上の企画趣旨を踏まえ、本部会では、環境研究の分野から日本環境会議事務局次長を務められ、『公害から福島を考える』（岩波書店）や『原発災害はなぜ不均等な復興をもたらすのか』（共編著、ミネルヴァ書房）などを上梓されてきた、除本理史氏（大阪市立大学）にまず報告をいただいた。

日本環境会議の取り組みとして、特筆すべきことは、3.11を受けて同学会誌『環境と公害』（年4回刊行、岩波書店）で、特集「東日本大震災と福島大震災」が2011年7月号から今も組まれ続けていることである。その特集は2018年10月号まで28回を数える。除本氏はそうした日本環境会議の継続的な3.11の取り組みを主導されたお一人で、同学会のもとで立ち上がった「福島原発事故賠償問題研究会」の事務局も担う。

除本氏は報告で、「復興弱者」という新たな概念を提起した。「復興」の最前線とも呼ばれる川内村での現地調査も踏まえ、政府の復興政策のなかで周辺の位置に追いやられている人びとに焦点をあて、「不均衡な復興」が進んでいる状況を解説した。

現行の復興政策は、「公共事業主導の不均衡な復興政策になっており、従来からある政策手段が集中的に投下されている」と、除本氏は指摘する。そうした復興政策のなかで「高齢者など医療・福祉ニーズの高い人、女性、子ども、子育て世代、低認知被災地住民、『自主避難者』、帰還困難区域住民などが弾き飛ばされ、復興政策に乗れない状況にある」と除本氏は指摘した。そうした既存の復興政策の周縁に置かれ、「復興政策に乗れない人たち」を除本氏は「復興弱者」と規定する。

帰還政策が進められるなかで、「避難が長期に継続し、賠償額は積みあがっても、居住地への帰

還の展望が見いだせない人がいる」一方、「希望すれば居住地に戻れる条件は形成されつつあるが、賠償が低額あるいは打ち切れ、生活再建の困難を抱えている人がいる」と、「避難者の二極分解が進んでいる」と、除本氏は指摘する。前者を「①復興政策の不在による棄民型」の避難者、また後者を「②復興政策の問題点に起因し被排除型」の避難者と、除本氏は捉える。帰還困難区域の人びとも「『復興弱者』であり、賠償は手厚いものの、政府の復興政策では後回しにされており、復興政策の不在の状況にある」と、除本氏は指摘する。

帰還政策が進められても、なぜ人びとは戻れないのか、あるいは戻らないのだろうか。「放射能汚染の継続、原発事故の未集束とあわせて、医療、介護、教育など生活条件の未回復がその背景にある」と、除本氏は述べる。そのため「高齢者は戻りたいと言われているが、戻れるのはそこそこの高齢者であり」、川内村では80代を超えると避難者の割合が70代と比べて増加する傾向があることを、除本氏は紹介した。

復興政策のなかで区域見直し、除染、インフラ復旧、風評被害対策が進められ「住民の分断が進み、負の影響を与えている」とも、除本氏は指摘する。「加害者主導の基準のもとで補償が枠組みを決めて、被害者を定義して、解決が図られようとしている。被害実態とずれた慰謝料格差は、住民の納得は得られておらず、住民の分断が生まれている」と、除本氏は指摘する。

さらに同じ汚染に直面しても避難者の属性によって反応が違い、「放射能汚染の特性からも住民の分断が生まれている」とも、除本氏は指摘する。復興政策として風評被害対策が実施されているが、「放射能汚染は心配だと口にする」と、『風評被害になるからやめろ』と言う圧力で、物が言えなくなってしまう、自制と閉塞が生まれている」とも、除本氏は指摘する。

現在の復興政策を反転させていくためにも、集団訴訟がもつ意義にも除本氏は言及した。国は今、社会的な責任は認めていても、過失の責任は認めておらず、そうしたなかで「集団訴訟は加害責任を問う」ものであり、さらに判決を通じて、「政策形成機能が集団訴訟にはある」ことが指摘された。

続いて日本平和学会3・11プロジェクト委員である鳴原敦子氏から、平和学のとりわけ環境平和研究の知見を活かした報告が行われた。福島第一原発から70,80kmに位置する宮城県南部の岩沼市で暮らす鳴原氏は、原発事故後、自分たちが置かれている状況を把握するために、線量測定や自主検診活動、学習会や語りの場づくりなど、市民活動を立ち上げ、一市民として積極的にかかわってきた。そうした実践知も織り込み、鳴原氏は、復興政策を「被害者が被害者でなくされていく過

程のもと進められる」と批判的に問い直すとともに、原発事故「被害」像の転換を迫る報告を行った。

具体的には、宮城県は、地震・津波被害の「激甚被災地」とされながら、あまり認知されていない南部地域に広がる放射能汚染の実態とそれに伴う社会的影響を丹念に追い、「福島原発事故は福島県内の問題だけに限定されないことが拡がりをもっている」ことが、鳴原報告では浮き彫りにされた。

宮城県は2011年3月22日には、県内農畜産物の放射性物質検査を行わないことを決め、「安心して食べてほしい」との広報がなされた。そうしたなか福島県飯舘村に隣接する、宮城県南部丸森町・角田市で当初1か月空間線量測定データは存在しないことが、紹介された。宮城県南部では、原発事故被害は当初は「なかったこと」にされたのである。

その後、客観的なデータに基づく汚染の実態が明らかになり対策を求め、子どもたちを放射能から守るみやぎネットワークなど市民が立ちあがり、自治体への働きかけがありながら、それでも放置されていった過程を、鳴原氏は報告した。

2011年10月「宮城県健康影響に関する有識者会議」が立ち上がり、丸森町の2地区で甲状腺検査がなされ、「所見ありが18%あった」。しかし、「健康への悪影響は考えられない」し「追跡調査の必要もない」とされ、今後は「正しい知識の普及を進める」との結論が出された。同有識者会議報告書に市民が反発し、対応を求めて県議会に請願書が出され採択されたが、その後、具体策は何ら取られなかった。子ども被災者支援法が2012年6月に採択されたが、翌年には福島県外は支援対象外とされ、宮城県南部への原発事故被害の拡がりは光景に置かれた。

丸森町では結局独自で、2012年から13年および2015年から16年にかけて18歳以下の子どもたちへの甲状腺検査を実施し、「がんの疑いがある子どもが2名出ている」ことを鳴原氏は紹介した。

しかし国が原発事故は福島の問題とし、国の線引きの外に置かれ、県の視野からも宮城県南部は外れる。こうした不可視化される問題は、「茨城や栃木などの他の低認知被災地でも見られる」と、鳴原氏は指摘する。

そうしたなか原発事故に対する対策を求め動いていた市民も、「これ以上声が出せないという状況が生まれた」と鳴原は言う。「放射線から防護しようとする行為が『不安をあおる』、『汚染の実態を知ろうとする行為は、『地元を貶める』、『復興の足を引っ張る』など、同調圧力のなかで、被曝を心配する住民の声は抑圧されている。街のなかのコミュニケーションも壊れた。コミュニケーションの喪失も原発事故は招いたのだ」と、鳴

原は指摘する。そうしたなか「健康不安は潜在化し、『心の問題』とされている」と、鳴原氏は批判する。

そうしたなか宮城県内でも復興政策が推進されているが、「復興」が目指しているのは何なのか、「復興」はどのような役割を果たしているのかと、鳴原氏は問いかける。宮城県震災復興計画では放射能汚染は言及されず、「県内総生産10兆円への挑戦」「経済成長を目指し、さらに飛躍を遂げる」との目標が掲げられている。原発事故との関連であるのは「風評被害対策」のみであり、「正しい知識の普及」と「心の復興」のみが、復興計画では語られている。「復興政策の結果として、原発事故の被害実態の不可視化が進んでいる」と、鳴原氏は指摘する。

「『復興』＝日本経済再生と置き換えられ、被災住民の要望よりも、国の政策にどう合致させるのか、国家的課題の解決を図るため経済施策が重視」され、「国、県、自治体との間で、実態把握に対する消極的姿勢、責任回避が相互で起きている」と、鳴原氏は指摘する。さらに「復興と未来のための日米パートナーシップ」最終報告書を引きながら、復興政策の背景には、日米関係があることも鳴原氏は言及した。

「復興」とは、誰にとっての、何の再生を目指しているのだろうか。復興政策のなかで、「経済成長、再開発のもとで生産性を高めていけば、地域が豊かになり、皆が平和になるという、これまでのパラダイムを追求していくならば、原発事故を招く社会に戻っていきかねない」と、鳴原氏は指摘した。さらに「原発事故の『克服』、福島の『再生』が、この先、どう意味づけられていくのか、この程度の被曝なら人は住めるということになりかねない」と、鳴原氏は警鐘を鳴らす。

そうしたなかでも、宮城県南部にも、市民が立ち上げた放射線測定室があり、放射能から子どもを守ろうとする市民活動は、今も粘り強く続けられていることも「生存基盤の再生を目指す動き」として、鳴原氏は併せて紹介した。

報告に続いて、環境研究の見地から、環境社会学理事の藤川賢氏と、平和研究の見地から3.11プロジェクト委員長の蓮井誠一郎氏が、それぞれ討論を行った。

藤川氏からは、復興政策のなかで、「地域の維持可能性が損傷され、原発事故の被害を受け今も不安を抱えながら、取り残された人たちの唯一の可能性として、廃炉や放射性廃棄物など原子力産業施設をとの声が出てきている」ことが紹介された。蓮井氏からは、復興政策のなかで「中央政府による権力関係の再構築が進んでいる」ことが指摘された。

藤川氏は、また復興政策に乗って帰還した、飯舘村村民も「マイノリティーとなり、『故郷の喪失』を実感している」と自らの調査を紹介した。

そのうえで、除本氏が提起した「復興弱者」に対して、「復興政策に積極的に乗った人もまた、被害者ではないのか、『復興弱者』と言えるのではないのか」との質問がなされた。「帰還政策に乗った人にも問題は生じているとの指摘はそのとおりで、帰還された人が直面している問題は、戻れない人の状況を映し出している」と、除本氏は応答した。

藤川氏はまた、住民間の分断と断絶の克服に向け、「被害を訴えられる人、不安を感じていても訴えられない人、不安を感じることができない人、その人たちが共通して被害を受けている側面があるのではないのか」と問いかけた。さらに被災地内の「関心を持つ人との分断もあるが、関心を持たない人との断絶、無関心、知らないですむ人」との間の分断や断絶の問題も重要であり、「今まで広島・長崎、さらに世界の核被害の経験から学べるものがあるのではないのか」と、藤川氏は指摘した。それに対し、被害・加害構造のなかに「無関心の国民、原発の電気を使い続けてきた首都圏住民の責任をどう位置付けていくのかは重要な指摘である」と除本氏は応答した。また鳴原氏は、「無関心」ということに関して、放射能のことに「関心があるんだけど、ないことのように装って生きている、生きざるを得ない人たちがいる」とも指摘した。

蓮井氏は、「訴訟が他の『復興弱者』に対する影響はないのか」、「訴訟が果たす役割は何か」との質問を投げかけた。除本氏は、「訴訟をやっている人と訴訟をやっていない人の分断はある」としたうえで、「訴訟をやっている人の中にも多様な属性がある、滞在者、県外避難、強制避難、そのなかでも路線対立が生まれてくる。復興に対する温度差や低線量被曝に対する温度差、それを乗り越えて、訴訟を立ち上がった原告団同士は横でつながる努力をしている」との応答がなされた。また、「加害責任、国家賠償責任を認められないうちは、政策転換は進めない。また国の責任が認められるということは、被害者にとっては精神的な救済になる」とも除本氏は指摘した。

蓮井氏はまた、「被害の矮小化にどう対応するのか、サブシステムの再生につなげていくためにどうしていけばいいのか」と、鳴原氏に質問した。「健康調査や放射能測定などをつうじて、自分たちが置かれている状況を自分たちで知る。知ったことで悩みが増えることはあるが、一緒に乗り越えていこうとお互いに話している、今はこういう状況である」と、市民活動に直接かかわる鳴原氏は指摘する。そのうえで「今から考えれば、もっとこうしておけばよかったということもある。しかし、活動を続けることが第一、現状を共有し、グローバルな視点も含めて歴史から学び、ここだけの限定的なことではない、自分たちがやってい

くことの意味を再定義する」ことが重要であると、鳴原氏は応答した。

最後は会場を交えて、そもそも「復興」をどうとらえ、復興政策をどのように反転させていくのかをめぐり、報告者と討論者を交え、活発な議論が展開された。

「放射能の『ほ』の字も口に出せない状況」との会場からの指摘に対して、「復興弱者の声が圧殺されていく、不安を圧殺する構造がある」と除本氏は応答したうえで、「復興を推進する人が高齢の男性の状況」からしても、「環境、平和、ジェンダー、福祉の領域を横断して、復興政策を問い直し、反転させていく研究が重要である」と除本氏は述べる。

「具体的にデータを出していく、市民が自ら測定をしてデータを出していく市民科学」の役割についても議論は及び、「市民科学による知的な営為を支え、リスク・コミュニケーションではなく、放射能の問題に向き合っていく知を、確率論を超えてどう作っていけばいいのか、平和学も問われている」との指摘が蓮井氏からなされた。

復興政策を問い直していくうえで、「言葉という言語に依存しすぎているのでは」と、言葉以外の表現活動に着目する必要性が、会場からは指摘された。「アート、態度、ライフスタイルなど、言葉以外の表現にも注目することは重要である」と、蓮井氏は応答した。

一方、復興政策を問い直していくうえで、「『復興』という言葉にもっと敏感になったほうがいい。元に戻そうとする社会は妥当なのか、この考察が行わないまま、復興が議論されてきた。違うベクトルを目指すうえで、言葉は復興なのか」との問いも会場からは発せられた。

それに対して除本氏は、「国家の資本の開発戦略に誘導されている復興政策を否定することも当初は考えたが、現実のプロセスにかかわっていくには、復興のありかた論をしていかなないというのが今のスタンスであり、よりましな社会に誘導していくうえで、どういう復興をしなくてはいいのか、『人間の復興』を掲げている」との応答がなされた。

他方鳴原氏は、被害がなかったことにされている地域には、「復興を聞きたくない」という声があることを紹介した。さらに立ち上がった市民がどういう社会を目指しているのか、それは「『もう一つの復興』というよりも、違う社会を目指しているのではないのか。原発事故を生み出してしまった社会、そうではない社会を足元から作っていくしかない。社会が重きを置くべき価値、経済的に豊かになれば平和に暮らせるのではなくて、命の尊厳とか健康、子どもたちを育てて地域を残していく、そういう価値観のもとに地域を創っていく、その確認作業が今なされている」と、鳴原氏は指摘した。

除本氏は、現行の政策に積極的に関り、少しでも何ができるのか、よりましな平和な社会に向けて、裁判支援にも関わられている。時計を想像してもらいたい。除本氏は、復興政策を転換していくために、救済を求めている人びとのためにも、秒針をいかに刻むのかという観点から、「復興弱者」という概念を提示し、報告をいただいた。

他方、嶋原氏は、現状の復興政策に対して、その土俵に乗るのではなく、秒針ではなく、長針あるいは短針を刻むべく、復興ではなく、サブシステムの再生であるとの立場から報告をいただいた。

秒針と短針、さらに環境研究と平和研究の知が交差し、復興政策を「周辺」化されている人びとから批判的に問い直すとともに、復興政策の反転

に向けても活発な議論が展開された部会となった。同部会に先立ち都内で、報告者、討論者、司会者が一堂に集い、公開で事前研究会を開催したことにより、当日より議論がかみあった部会となったと言えよう。

当日の参加者が 50 名も満たなかったことは残念であったが、それでも日本環境会議のご後援をいただくなど、事前研究会と合わせて、環境研究と平和研究の協働がより進んだことは何よりの収穫であったと言えよう。復興政策と対峙していくためにも今後も協力関係を深めていくことも確認ができた。当日ご報告いただいた除本氏、ならびに討論をいただいた藤川氏に改めて感謝を申し上げます。

(竹峰誠一郎)

自由論題部会 1:「核開発に対する抵抗活動—各国の事例に学ぶ」(パッケージ企画)

報告 1:高橋博子(明治学院大学)

「アメリカにおける『パワー』としての核—核兵器と原子力」

報告 2:竹本真希子(広島市立大学)

「ドイツにおける反核と反原発の結びつき」

報告 3:佐藤温子(香川大学)

「『原子力先進国』フィンランドにおける反核と反原発」

司会・討論:木戸衛一(大阪大学)

本部会は、第 3 報告者・佐藤温子氏の発案から実現したもので、軍事および民生利用に供される(とは言え、本来の目的が軍事にあったことは言を俟たない)核開発への抵抗の諸相をめぐる報告と討論が行われた。3 人の報告者および司会者は、『核開発時代の遺産』(若尾祐司・木戸衛一編、昭和堂、2017 年)の執筆に携わっており、本部会は、その成果発表の意味も伴っている。なお、機材の不具合から、部会の開始が 10 分ほど遅れてしまい、報告者・参加者各位にご迷惑をおかけした。

高橋氏は、軍事・民生両面における核大国・米国における国家・社会それぞれの「核」に対する政治的態度を分析し、ヒバクシャの犠牲の上に成り立つ覇権主義的姿勢に終止符を打とうとする核兵器禁止条約の歴史的意義を論じた。竹本氏は、1980 年代西独における反原発運動と反核運動の高揚と、「緑の党」に結

実した両者の結びつきを考察し、核開発に対する市民的抵抗運動の広がり注目した。佐藤氏は、チェルノブイリ・福島原発事故後も核の民生利用を続けるフィンランドの政治的矛盾と、国家政策に対する市民社会の地道な反対運動を写真した。いずれの報告も、「核」をめぐる日本の状況を意識したものであり、討論においても、翌日の部会 5 に登壇する南基正氏(ソウル大学日本研究所)を初め、主として日本と比較した観点からの質問・発言が相次いだ。

休憩後、2 本のドキュメンタリー映画「ハンヒクヴィ・ワン」「墓穴を掘る」(いずれもゲンナジ・シャバリン監督、ロシア、2014 年)を鑑賞した。前者はフィンランド、後者はロシアを舞台に、核廃棄物処理問題の闇と「原子力マフィア」に対する市民の抵抗を捉えた貴重な記録で、参加者の大きな関心・共感を呼んだ。

(木戸衛一)

自由論題部会 2 (単独報告)

報告:松尾哲也(島根県立大学)

「平和の政治哲学—レオ・シュトラウスの政治哲学における戦争と平和」

討論:松元雅和(関西大学)

報告:Ahmed Sajjad (Graduate School, Osaka University)

“Talibanization in Pakistan: Context and Analysis of Historical and Political Marginalization in the FATA.”

討論:Kiyoko Furusawa (Tokyo Woman's Christian University)

司会:松元雅和(関西大学)

本部会では、自由論題による報告が2本なされた。松尾哲也会員による第一報告は、「平和の政治哲学—レオ・シュトラウスの政治哲学における戦争と平和」と題し、レオ・シュトラウスの政治哲学のなかに、平和を希求する積極的契機を見出すとするものである。シュトラウスによれば、古典的な政治哲学者は、諸党派の紛争状況を「判定者」として調停することを目指していた。そのなかで重要な役割を演じるのが「節度」の観念である。節度により人間の限界を把握したうえで、常識のなかで党派を超えた包括的な対話の基盤を見出すことがシュトラウスの政治哲学の特徴であり、その意味で一般にシュトラウスの影響下にあるといわれるネオコンの思想とは相いれない。

以上の報告に対し、討論者からは以下の質問がなされた。第一に、政治哲学者が判定者の立場として包括的・全体的な視点から紛争の調停を目指すというのは、唯一の正解があるという想定に立っている。これが本来の意味でのリベラルといえるのか。第二に、いわゆるリアリズムの思想との関連性として、節度や常識への依拠は、モーゲンソーやケナンなど古典的リアリズムの立場と近いのではないか。第三に、なぜシュトラウスがネオコンに影響を与えたとされるのか。本報告のとおり、もしそれが誤解だとしても、シュトラウス主義者を名乗っている人がなぜ誤解をしたのか。誤解をほぐすうえでも、なぜネオコンの創始者といわれているのかを解明する必要がある。以上の点につき、報告者からは追加的な説明が示された。

Ahmed Sajjad 会員による第二報告は、「Talibanization in Pakistan: Context and Analysis of Historical and Political Marginalization in the FATA」と題し、パキスタンにおける FATA 地域のタリバン化の要因を、同

地域が歴史的・政治的に被ってきた周辺化に遡って説明するものであった。従来の研究は、その要因を 1980 年代末のソ連アフガン戦争や今世紀の「テロとの戦い」などに見出しているが、本報告ではその実態を、19 世紀以降の植民地主義におけるイギリス統治時代、戦後のパキスタン統治時代に遡り、同地域の長期間にわたる無視や不平等な処遇が構造的な周辺化を招き、住民の不信や憤激の感情を生み出していったことを指摘した。それゆえ、問題の解決にあたってはこうした構造的要因に取り組む社会経済的処方箋が必要である。

以上の報告に対し、討論者およびフロアからは以下の質問がなされた。第一に、FATA 地域のタリバン化の対処策として、国際社会がいかなる役割あるいは貢献をなしうるができるであろうか。第二に、「タリバン化」をどのように定義することができるか、またタリバン化にはどのような不正や問題点が含まれているか（逆に良い側面はありえないのか）。第三に、本報告は、国境によって統治システムが一元的・排他的に決定される既存の国民国家システムのもとでは包摂できない問題を提起するものであり、問題の掘り下げにあたっては、例えば難民の取り扱いに関する知見を盛り込むことが有益なのではないか。以上の点につき、報告者からさらなる応答が示された。

初日午前中の部会ということもあり、参加者自体が必ずしも多かったわけではないが、その分報告者とフロアとの対面的な質疑応答も交えて、部会が一体となった密度の濃い討議を交わすことができ、個々の報告予定時間を超過するほどであった。当日ご参加頂いた方々には深く御礼申し上げます。

(松元雅和)

分科会報告

「グローバルヒバクシャ」分科会

テーマ：ヒロシマというとき

報告 1：松本滋恵（広島女学院・院）

「詩人・運動家としての栗原貞子—反戦・反核・平和を訴え続けて—」

報告 2：河上暁弘（広島市立大学）

「憲法と核・原子力」

司会・討論：山根和代（立命館大学）

(松本滋恵報告要旨)

- ・原爆文学は他にどのようなものがあるか
- 原民喜『夏の花』他、大田洋子『屍の街』他、
- 峠三吉の詩『序』他、正田篠枝の短歌集『さんげ』が挙げられる。(広島の被爆者の文学者のみ)

原民喜は 1951 年、峠三吉は 1953 年、大田洋子は 1963 年、正田篠枝は 1965 年没している。この 4 人が早逝していることから、原爆の惨状、被害のみを作品としている。その点栗原貞子は 2005 年と他の人より長寿であったため、被害だけでなく加害の側面から指摘することがで

きた。なお、原爆文学は林京子の『祭りの場』が1975年芥川賞を受賞して、市民権を得た。それまでは原爆文学は原爆ものと揶揄されていた。

・ドイツでの文学とアウシュヴィッツへの結びつき

ドイツ、ケルンにおいての「INTERLIT82 国際文学者会議」（1982.7.27～30）に参加し、栗原は「ヒロシマ、ナガサキで被爆した、朝鮮人被爆者、太平洋諸島の核実験の被爆者、核廃棄物の危険などアジア太平洋地域の第三世界が現実には核の被害を受けており、ヒロシマ、ナガサキの被爆者は37年後の今も37万の被爆者が放射線の後遺症に苦しんでいる実状」を訴えた。そして、詩「生ましめんかな」と「原爆で死んだ幸子さん」を朗読した。翌日の地元紙に大きく取り上げられ、好評だった。出席者の第三世界の人から「核よりも貧乏と飢えだ」の指摘があった。同行の好村富士彦氏は当時広島大学教授でありドイツ文学者であったことから、ドイツ文学に対し少なからずも知得していたと窺える。被害の面においてアウシュヴィッツとヒロシマは兄弟であると「ヒロシマ、アウシュヴィッツを忘れまい」（1989.12.8）を詠んでいる。

・栗原貞子のアナキストについて

夫の栗原唯一はアナキストであったことから、貞子もアナキストであったが、貞子は安芸門徒（安芸国は広島県西部地域でその浄土真宗門徒の総称）であったことから殺生を嫌い「力でもって他人を強制することなく、自由発意と自由合意によって生きていくことが、「平和」の原則」とのアイデンティティーがあった。

・栗原貞子は、加害の面でどのように対応したのか

「ヒロシマというとき」の20年前に南京虐殺、マニラの火刑を「旗一」（詩）に詠んでいるがその時は、まだ加害性を会得していないようであるが「ヒロシマというとき」から加害性に気付いている。特に日の丸の旗の下で行われた虐殺を詠んだ「旗二」（詩）を挙げることができる。

会が終了してから、「レジュメと発表内容が違うので箇条書きでも何か資料があったら」との意見があった。

（河上暁弘報告要旨）

当該報告は、日本における核・原子力に関する憲法学説、政府解釈、裁判例にあらわれた法理を分析しようとするものである。報告は、特に近年の3つのトピックに注目し、分析を深めようとするものであった。

第一に、憲法と核兵器に関して、2016年3月18日参議院予算委員会での白眞勲委員の質問と横

皇裕介内閣法制局長官の答弁の法理についてである。いわゆる「新三要件」（2014年7月1日）及び安保法制の下で海外における「自衛の措置」が許されるとするならば、自国が武力攻撃を受けていない場合も、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」があるとの政府・国会の判断（存立危機事態の認定）により、いわゆる「限定的な集団的自衛権の行使」を理由として、核兵器の使用が憲法上許される場合もあると解する余地があるのではないかという点の検討を行った。この点は、日本政府が国連総会に提出し採択された「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」決議（2017年10月27日）においても、2016年の提案では、「核兵器のあらゆる使用による壊滅的な人道的結末についての深い懸念」とあった文言を「核兵器の使用による壊滅的な人道的結末についての深い懸念」という文言に変えて、「あらゆる」という文言の削除した点が、自衛や報復のための核使用容認を示唆しているようにも見えるため、あわせて注目されることも指摘された。

第二に、核エネルギーの民生利用である原発の憲法適合性の問題である。学界では、小林直樹を除きその本格的な検討は稀であったが、近年においては、浦田賢治、澤野義一、山内敏弘、隅野隆徳、中里見博などが、人権と原発の関係につき、生命権、人格権、環境権、平和的生存権、将来の国民の権利、法の下での平等（地方自治）などとの関係を分析し、また、原発と平和主義との関係について、原発がもし「核兵器の製造・保有・使用の潜在的な能力」であり「他国に対する潜在的核抑止力」であるならば、それは憲法9条が保持を禁ずる陸海空軍以外の「戦力」に該当するとの説などが注目される点などが指摘された。

第三に、「3・11」福島第一原発事故以降の原発訴訟において、裁判所が、これまでのように、原発問題は「極めて高度な専門技術的判断を伴う」の専門家の意見を受けた政府・行政の合理的判断に委ねるべきとしてきた伊方発電所原子炉設置許可処分取消事件最高裁第一小法廷判決（1992年10月29日）の法理の枠組みを乗り越えて、人格権や住民の安全性などについて、本格的な憲法論にも踏み込み、原発差止やその仮処分を認容する判示（大飯原発差止訴訟2014年5月21日福井地裁判決など）が見られる点に注目し、その法理を分析した。

（山根和代）

「公共性と平和」分科会

テーマ：ヨーロッパにおける公共圏の行方

報告1：山上亜紗美（立命館大学大学院）

「ウクライナを事例とした EU の『加盟なき拡大』の評価—公共性の側面から—」

報告2：山川卓（立命館大学）

「クロアチアにおけるマイノリティの権利基本法の制定・改定過程」

討論1：山本直（北九州市立大学）

討論2：市川顕（関西学院大学）

司会：玉井雅隆（立命館大学）

公共性と平和分科会では、山川卓会員並びに山上亜紗美氏の二名から報告がなされた。山川会員（立命館大学）からは、「クロアチアにおけるマイノリティの権利基本法の制定・改定過程：公共性の争点としてのマイノリティ」として、クロアチアにおけるマイノリティ基本法の制定・改定過程を通じた公共性の再編成について論じられた。同国では1990年以降独立と武力紛争を経験する中でクロアチア・ネイションのための国民国家形成が目指されると同時に、独立を承認されるためにマイノリティ保護制度を構築する必要に迫られた。基本法はその文脈で制定され、主にセルビア系住民を対象とした自治制度が採用されたが、紛争過程でセルビア系人口が減少したことを受けて、和平合意後に一部効力を停止された。1996年にクロアチアの加盟を認めた欧州審議会からは、ヴェニス委員会によるモニタリングを通じて基本法を改定する必要があると指摘された。2000年以降、クロアチア政府は委員会との交渉を通じて2度の改定を行ったが、念頭に置かれていたことは、セルビア系住民を含めたマイノリティの文化的自治を実現することではなく、クロアチアの国家主権と領域の一体性を維持することであった。ヴェニス委員会の意見書は基本法改定の方向性を誘導したが、ヨーロッパ的公共性への適応を導くことなく、クロアチアにおける既存の公共性の中でマイノリティを対象化するものにとどまったことが指摘された。

また、山上亜紗美氏（立命館大学）は「ウクライナを事例とした EU の『加盟なき拡大』の評価—公共性の側面から—」というタイトルで、EU の対ウクライナ政策を事例に公共性の側面から EU の「加盟なき拡大」政策を評価したものであった。そして、2014年以降のウクライナ動乱は EU の公共性の拡大の失敗であったことを明らかにした。まず、EU の「加盟なき拡大」政策の背景を整理した。次に、EU の対ウクライナ政策の経緯を2004年の欧州近隣諸国政策と、欧州近隣諸国政策内で実施された2010年の東方パートナーシップを中心に評価した。そして、対外政策の対象国であるウクライナ側の事情としてウクライナ動乱勃発前後の国民意識についてアンケートを元に分析した。結論として、たしかに連合協定を始めとした EU の規範と公共性の拡大はウクライナ動乱のきっかけになった。しかし、その背景となったのはウクライナ側の不安定さが挙げられるといえた。

これらの内容に対し、山本直氏（北九州市立大学）並びに市川顕氏（関西学院大学）の両名から詳細な討論がなされ、またフロアーからも質疑応答がなされるなど、活発な分科会となった。

（玉井雅隆）

「軍縮・安全保障」分科会

報告1：新沼剛（日本赤十字秋田看護大学）

「国連ミッション計画立案過程における人道問題の取り扱い」

報告2：川名晋史（東京工業大学）

「在日米軍基地をめぐる論争とその視角」

討論：川口智恵（JICA 研究所）

司会兼討論：佐藤史郎（大阪国際大学）

この分科会では、自由論題として、2つの報告が行われた。まず、新沼剛（日本赤十字秋田看護大学）は「国連ミッション計画立案過程における人道問題の取り扱い」と題して報告した。国連は、軍事・政治・法の支配・経済・人道等、その多様な能力を一貫して相互支援的に発揮できるよう連

携する、いわゆる「国連統合アプローチ」と呼ばれるものを推進してきた。このアプローチの手続きとして、国連ミッションの『統合的評価と計画に関する指針（Policy on Integrated Assessment and Planning: IAP）』がある。このような背景のもと本報告は、国連ソマリア支援ミッション

(UNSO) 成立までの評価計画立案過程を事例に、国連ミッションの評価計画立案過程において人道問題がどのように取り扱われているのかを検証した。新沼会員が採用した分析評価軸は、2013年に策定された『統合的評価と計画に関する手引き (Integrated Assessment and Planning Handbook)』で示されている「人道的考慮 (Humanitarian Considerations)」である。これは、「国連の統合は人道支援領域における政府や非国家主体との関係にどのような影響を与えるか?」「国連の政治・安全保障上の方針が人道機関のイメージを悪化させないか?」といった9項目から、人道的考慮がなされているかどうかを評価するものである。新沼会員は、ソマリアにおける統合ミッションの妥当性を「妥当」「部分的に妥当」「妥当ではない」の3段階評価で、9項目を1つ1つ検討した。その結果、2013年1月31日の事務総長報告 (S/2013/69) が人道上の懸念を配慮しているのに対して、2013年3月6日の安保理決議 2093 は、人道上の懸念を軽視していると指摘した。そして、平和活動における政治的活動と人道支援活動との間のバランスをいかにとっていくかが重要な課題であると述べた。

以上の報告について、討論者の川口智恵 (JICA 研究所) は、人道的配慮は重要であるもの、安保理決議において人道よりも安定化が優先されることは現実的に起こり得るが、その過程を統合ミッションとの関係から明らかにする研究であり、加えて、国連における組織統合の努力と人道的配慮、安定化が相いれないことを指摘した重要な研究であるとの認識が示された。また、フロアーからは、人道と政治はそもそも相いれないのかどうかなど、多くの質問がなされた。

次に、川名晋史 (東京工業大学) は、「在日米軍基地をめぐる論争とその視角」と題して報告を行った。在日米軍の基地問題、とりわけ沖縄の基地問題をめぐっては、保守／革新もしくは左／右といった軸で議論されることが多い。本報告は、

このような議論の枠組みを超えるために、歴史研究や社会学を包摂した新たな枠組みを提示したうえで、基地研究がもつ潜在的な理論的かつ政策的領域を展開しようと試みた。まず、報告者の川名会員は、縦軸に内部環境としての「政治適応」を、横軸に外部環境としての「戦略適応」にそれぞれ設定して、在日米軍基地をめぐる議論とその視角を提示した。すなわち、政治適応を重視するが戦略適応をあまり重視しない「第一象限」(平和研究の領域。基地の削減・撤退を重視する)、政治適応と戦略適応の両方をより重視する「第二象限」(システム論の領域。基地の再編・調整を重視する)、政治適応を戦略適応の両方をあまり重視しない「第三象限」(外交史や経路依存論の領域。基地の歴史的な制約的条件を重視する)、政治適応をあまり重視しないが戦略適応を重視する「第四象限」(戦略論の領域。基地の維持・強化を重視する)の4つに分類した。その中で、保守／革新もしくは左／右といった軸で展開される議論は、第一象限と第四象限の間の議論であり、それぞれの政策目標が異なっていることを指摘した。また、基地をめぐる論争を適正に評価するためには、第二象限と第三象限の領域を明示することが必要であるなど、新しい枠組みがもつ学術的意義について述べた。

以上の報告について、討論者の佐藤史郎 (大阪国際大学) は、日米同盟を基軸とする日本外交のブレインとなっているのは主に歴史研究者たちであるが、それらは第三象限の領域に入るのかなどの質問を行った。フロアーからは、4つの象限に収まらない「無関心、あきらめ」といった認識をもつ人々にはどうすればよいのかなど、平和研究と安全保障研究をつなぐような意味合いをもつ重要な質問が多くなされた。

(佐藤史郎)

「平和と芸術」分科会

テーマ：ガンディーの非暴力への実践より

報告&ファシリテーター：片山佳代子 (糸紡ぎ講師、ガンディー研究家)

「糸紡ぎワークショップ」

司会&ファシリテーター：田中勝 (京都造形芸術大学・文明哲学研究所)

本報告では、ガンディーの思想の実践において、なぜ糸紡ぎが重要なのか、平和とどういった関連があるのかを学び、糸紡ぎワークショップを行った。

糸紡ぎの実践についてガンディーの主張は、手仕事を復活させ、仕事を皆で分担することで失業問題を解決するとともに、労働の尊厳を取り戻し、平和を築く確実な道筋があると述べた。

報告者は、20年以上前に、インド滞在中に買い物に行くと、金銭をねだる貧しい子ども達に取り囲まれた。金銭を与えると取捨がつかなくなるので、与えることもできず、子ども達を追い払うのも心が痛かったという。そのような中で出会ったガンディーの主張は、これこそが、失業問題の解決と格差の解消法だと納得する。

手仕事の復活は、決して近代工業化社会の前の時代に戻ることはない。機械によって楽になったと思われるかもしれないが、機械によって人手が省かれるために仕事がなくなっているという現実がある。大学を出ても就職先を探すのに苦労する時代となったが、これも機械化、工業化が進んだ当然の帰結である。であれば、ガンディーの主張に耳を傾ける必要がある。そこに格差を解消し、平等を実現する鍵があると述べた。

糸紡ぎの実践は、失業問題の解決とともに、労働の尊厳を取り戻すというところに重要な視点を持っている。労働とは、あるいは仕事とは何かということが重要になってくる。売れる商品を作ることが目的となると、手仕事では機械に太刀打ちできない。しかし、報告者は、山陰地方の紺織りに出会ったときに、本来、織物は商品ではなかったのだと気づく。嫁に行く娘に持たせた鶴や亀の絵紺模様が入った織物には、娘の健康・長寿を願った母親の思いが込められている。願いを込めて物を作るという行為は、尊い働きであり、決してそこから解放されねばならない苦役ではないことに着目している。そして、尊い思いがこもっているから、布は大切に扱われ、我々はこのような価値観を取り戻す必要があると述べた。ガンディーが糸紡ぎを独立運動の中心に据えた理由も、このような価値観の転換を意図していたからであると述べた。

報告者は、ガンディーが糸紡ぎの実践の中で、自分や家族が着る衣類のための糸を紡ぐことをまず求めたという。自分が使うためであれば、販売に伴う苦勞・経費をかけなくて済むからである。そこで大切な観点として、「必要なものを必要とする人に届ける」という消費サイクルを提示したことにあるという。物が商品となってしまうと、お金のある人のところに流通し、すぐさま捨てられても文句を言えない関係が生まれる。しかし、「必要なものを必要とする人に届ける」という消費サイクルの中で、心を込めて作ったものであれば、そのリスクを低減することができる。むしろ、大切にしてくれる人に贈り物として差し上げたい。贈与こそが、本来の経済活動であると述べた。与えてばかりでは、生きていけないが、与え合う人間関係、つまり作った物を差し上げるが、必要な物は与えてもらえる、そういう関係を築いていくことができれば、多くの問題を解決できると述べた。報告者は、そこで必要となってくるのが、スキルを身につけることであり、自分が生業として従事する仕事を決め、そのスキルを磨くことであると述べた。

これらの報告をベースに思考し、参加者で糸紡ぎに挑戦した。ガンディーは、糸紡ぎの実践を日課とし、どこにいても糸紡ぎが出来るように、コンパクトな折り畳み式のチャルカ（糸紡ぎ車）を使用していたとのこと。途中で交代しながらの

で、各自、30分ほどの体験となった。このような短い時間では、こつをつかむところまではいかないが、実際に、綿に触れることで、畑で収穫される綿という植物から衣類ができることをイメージすることができた。そして、綿の栽培に大量の農薬が使われるなどの環境破壊にも、目を向けて糸紡ぎを実践した。また、報告者自身が紡いだ糸で編んだ洋服を披露してもらい、具体的な生活の衣類としてのイメージを感じることができた。

ワークショップの後半では、糸紡ぎの実践をしながら、質疑応答が行われた。参加者から「綿花栽培における農薬の問題」についての質問では、「綿花は、食べ物ではないので、規制が緩く綿花栽培に大量の農薬が使われている現実がある。大規模単一栽培によって害虫の問題も深刻化する。また、下の方に付いた実から順に熟して行くので、本来は収穫期間が長期にわたる作物であるが、機械で一斉に収穫するために枯れ葉剤を散布して強制的に実を開かせている。このように綿花栽培による土壌・環境汚染は、深刻な問題がある。」と報告者が応答した。また、「染色について」の質問に対して、「化学染料を用いると華やかな色に染めることができるが、皮膚から化学薬品である染料を吸収することになるし、水質汚染の問題もある。草木染めに使われる植物に葉草が多いのは偶然ではない。葉草を塗布して包帯をしたために包帯が染まった。その染まった包帯を患部に当てるだけでも同様の効果があることに気づいたことから、布を染めることが始まったと言われている。皮膚からの吸収ということを考えると、身につける物の素材を考える必要がある。」また、「各自が必要とする綿を、それぞれの地域で育てることで、これらの問題は解決する。アジア綿は肥料もそれほど必要とせず農薬が必要なほど害虫がつくこともない。また、アジア綿は、アメリカ綿に比べて繊維が短いため、機械紡績に向かず廃れてしまったが、手作業であれば保温性保水性に富む糸を紡ぐことができる。」と応答した。また、「手仕事について」の質問では、「手作業は、確かに時間がかかるので、大量生産には向かない。しかし、愛着ある物を愛用することができる。その結果、物が大量に必要なわけではないこともわかってくる。少量の物で、満足して暮らせるなら、環境にかかる負荷も減る。そして、物が少なくなっても、愛着ある物に囲まれて暮らせることが、真の幸福にもつながる。一人ですべての物を作ることが無理でも、互いに協力し合うことができれば、必需品をまかなうことは可能である。そして、助けてくれる仲間がいることがありがたくなる。競争して勝つ必要がないので、人が排除されることもなく、病弱な人にもできる仕事があるので、平等な仲間として、共同体を作っていく。平和な社会へとつながる。」と応答し、ワークショップが対話の場となった。

最後、報告者は、綿の種の配布も行い、糸紡ぎワークショップの参加者に対して、糸紡ぎも体験だけで終わるのではなく、服を作って着るところ

までがんばって欲しいとの思いが述べられ、ワークショップを終了した。

(片山佳代子、田中勝)

「環境・平和」分科会

報告：徳永恵美香（大阪大学大学院国際公共政策研究科）

「福島第一原子力発電所事故と国際人権—被災者の健康に対する権利と国連グローバリー勧告—」

討論：藍原寛子（ジャーナリスト）

司会：平井朗（立教大学）

当分科会は人びとのサブシステムを破壊し平和を奪った巨大産業公害事件としての 3.11 東電原発事故を追い続けているが、今回は国際人権の観点からこの問題に取り組む徳永恵美香氏による国連グローバリー勧告に関する報告を得て議論を行った。

まず、被災者の保護と国際人権基準について、被災者には人道支援、健康、住居など、被災者を保護する上で考慮されるすべてを求める権利を有すること。これらの権利には、社会権規約や自由権規約をはじめとする主要な国際人権条約が関連すること。さらに、1998 年に国連人権委員会に提出された「国内避難民に関する指導原則」などから、国内避難民の保護と、移動の継続中、再統合、再定住における国家による支援と保護に関わる権利が特定されている。一方、被災国には被災者の権利を保障し、被災者を保護し、その権利を充足する義務があることが報告された。

原子力災害の被災者の保護をめぐることは、チェルノブイリ原発事故が契機となって、国連の人権条約機関で議論されるようになった。しかし、未だ原子力技術の「平和利用」という視点が強く、被災者の権利保障に基づいたものではなかった。国連において国際人権基準に基づいて詳細な調査報告書が作成されたのは国連グローバリー勧告が初めてである。

国連グローバリー勧告は、健康に対する権利に関する国連人権理事会特別報告者アナンド・グローバリー氏が、2012 年 11 月 15 日から 11 月 26 日にわたって福島県、宮城県、東京都などで放射線量計測を含む実態調査を行った結果に基づき、国際人権基準の視点から作成した国際文書で、第 23 会期国連人権理事会の文書として採択された。

グローバリー氏は、報告書の中で、健康に対する権利に関する国際人権基準に基づいて、公衆の被ばく線量限度を年間 1 ミリシーベルト以下とするという明確な基準を示すとともに、日本政府に対して抜本的な対応の転換と、被災者の権利を実効的に確保するための積極的措置を求めている。その内容は、政府、地方自治体、及び東京電力による初期避難時の緊急対応の問題、不十分な健康管理調査、子どもたちの甲状腺がんリスク、低線量

被ばくの過小評価への懸念、原発労働者の健康リスク、情報提供にかかる不作為など多岐にわたる。

一方、日本政府は、国連グローバリー勧告に対して反論報告書を作成し、2013 年 5 月の第 23 会期国連人権理事会に提出するとともに、国連グローバリー勧告を「非科学的」とし、勧告の受けた箇所については「対応済み」であるなどとして、受け入れない態度を明確に示している。この姿勢は、同勧告が出されてから 4 年 6 ヶ月経った現在でも変わっていない。

国連グローバリー勧告は、被災者の健康に対する権利に基づいて、リスク対経済効果の立場ではなく、最新の科学的な証拠に基づいた政府の対応の抜本的転換を求めるとともに、公衆被ばく線量限度を年間 1 ミリシーベルト以下とすべきという明確な基準を示した点に意義がある。

また、日本政府に対して、公衆被ばく線量限度年間 1 ミリシーベルト以上のすべての地域に居住する人びとに対する健康管理調査を実施することを求めるとともに、すべての避難者及び地域住民、とりわけ高齢者、子ども、妊婦などの社会的に脆弱な立場にある人が、メンタルヘルスの施設、必要品やサービスを利用できるようにすることを求めている。

福島県は、福島第一原発事故に伴う避難指示区域外からの避難者に対して、災害救助法に基づく応急仮設住宅及び民間借上住宅の無償提供を 2017 年 3 月で終了した。このような対応は、避難者を含む被災者に対して、住む家を失うか、元の居住地に戻るかの選択を迫るものである。国連グローバリー勧告が示しているように、自らの意志に反するような形で帰還を強いることは、被災者の健康に対する権利の深刻な侵害となる。また、このような対応は、自分たちの生命、安全、自由もしくは健康が危険にさらされる場所への強制送還や当該居場所での再定住から保護される権利を有すると規定する指導指針の原則 15 に違反していると言わざるを得ないとのことであった。

この徳永報告に対して、藍原寛子会員より核の難民 (nuclear refugee) の視点からグローバリー勧告が福島に与えたインパクトを述べる補足説明と討論が行われた。福島からグローバリー勧告で何が

見えてきたのか。グローバー勧告に先立って2013年2月に国連防災戦略事務所のワルストロング代表が福島に来て住民から直接ヒアリングをしたところを取材した。お母さんたちが子どもたちと大変な状況にあることをなかなか言えないことをワルストロングさんに述べている。自分たちは放射線量が高かった時からずっといるのに、県や国の人には「前より下がったんだから良いだろう」と言われてしまう。それが自分たちを、ものを言えない状況に追い込んでいくという。

グローバーさんが勧告をまとめた後、日本政府と直接対話をしてから福島大学で住民に向かって勧告の解説を行った。また住民主催のシンポジウムを開催し、自分たちにとってこの勧告がどう使えるのか、何が問題なのかを議論した。その時にグローバーさんを取材したが、グローバーさんは政府に近い大手メディアの取材は全部断っていた。インタビューでグローバーさんは「自分は政府が何をしなかったというようなネガティブなことは言っていない。むしろこれをすればこんなことを防げるというような前向きなアドバイスを行った。住民に一番近い自治体でなく政府を対象にしたのは、放射能の問題では政府が重要なアクターであるから。実際の面会では、政府による回答文書ほど批判的な内容は多くなかった。政府は勧告に対する準備があるとした。しかし、回答文書のように政府は多くの問題について勧告に同意していない。グローバーさんは、自分が引用し根拠とした多くの論文を環境省が読んでいなかったことに驚き失望したが、彼らのスタンスが良く分ったという。「まだ読んでない」というのが国連にまともに答ええない一つの手法であろう。彼は「自分の勧告は、NGOや市民社会が行政政府を会話のプロセスに参加させる良い機会になる」「国連は既に問題の存在を知っている。それは政府やその他の権威者と問題を議論する必要があるからだ」と述べ、この勧告をツールとして対話の回路を拓こうとしていたことが分る。グローバーさんが指摘した論文を読んでいなかった理由に、政府は電離放射線に関する研究がまだ完了していないことを挙げている。震災前の子どもの癌の罹患率に関しては既にある程度まとまったデータがあるにもかかわらず、それについての議論に「国連が先に調査結果を示すべきだ」として政府は応じなかった。ただ子どもが癌にかかりやすい傾向は合意しているところだから議論を進めるべきだし、広島・長崎以来の研究で被爆/被曝は癌のリスクを高めることは分っているし、年間1mSvは最低のラインである。線形閾値なし(LNT)理論をグローバーさんは採用していて、100mSv以下なら大丈夫ではなく被曝量に応じて発癌リスクは高まるとして日本のダブルスタンダードを批判している。震災前の日本の放射線防護の考え方にはLNT理論が採用されていたのに、震災後には100mSvまで大丈夫

というようなことがローカルで語られている。その変化は法律で規定されているものではなく根拠は明確に示されていない。県民健康管理調査1巡目で見つかった68人?の子どもの癌は震災前からのもともとのもの、ベースラインで、震災以降のものはその後増加した分だけだと言われるが、グローバーさんは、それは違うという。震災前に調べた数字がベースラインであるので、震災後4年も経ってからの患者数はベースラインといえないことを政府は明確にすべきだ。また安定ヨウ素剤を配布しなかったことも混乱の一つであったという。100mSv以下なら大丈夫、20mSv以下なら住んでも良いという考え方も否定していて、1mSvでいくべきだと言っている。

文科省放射線審議会がICRPの2007年勧告を国内法制化すべきと勧告したのが2011年1月であるが未だ反映していない。政府が放射線量の基準を引き上げることを諮ったら、審議会は震災直後のドサクサに紛れて妥当としてしまった。ICRP2007年勧告は計画被曝状態、緊急時被曝状態、現存被曝状態の3つの状態を規定していて、緊急時は年間20mSv~100mSvの間で管理する。その下が現存被曝で平時に収束するまでの間が20mSv~1mSv、平常時が1~0mSvである。福島では最初は100~20mSvで、最低の20mSvに合わせたから誠実だと日本政府は言っていた。2011年7月に原子力委員会は20~1mSvの現存被曝の段階だと決めた。しかし、避難から帰還するかどうかの基準が現存被曝の最低値の1mSvでなく最高値である20mSvになってしまっている。そこでグローバーさんは下の1mSvに合わせて出来るだけの努力をせよという訳だ。

グローバーさんのインタビューを受けた、福島の子ども支援と放射線量測定を行っている吉野さんという方が、勧告の中で最も印象的だったのが「市民が行う信頼性の高い測定データも政策決定に活かすべき」項目が盛り込まれたこと。震災後非常に盛んにおこなわれた市民による測定活動のデータが政府や行政によって否定されてきているが、グローバーさんは逆に現場から市民の測定活動を重視する項目を盛り込んでくれたと。吉野さんやさまざまな人たちが協力して「ホットスポット・ファインダー」を開発公開し、国境を越えて情報を共有できるようにした。吉野さんたちの福島市渡利地区での測定活動にグローバーさんは来て、国の発表する数値だけでは現状を把握しきれないことを理解し、翌日には学校避難した伊達市のお母さんや教育関係者の話を聞いた。これは吉野さんをエンパワーしただけでなく、お母さんたちが自分らの避難や保養の活動に意味があると気づけられた。

国内避難民に関して国連の取るクラスターアプローチは、避難者が広域に錯綜する原子力災害では有効である。また「生業訴訟」などで予防原則

が触れられるなど、グローバー勧告とつながっていると見える。

徳永報告に対して、グローバー勧告をどう活用していくか？法制化されない基準のようなものが閣議決定を乱発し、ドサクサ紛れに既成事実化していること（政府のダブルスタンダード）に対して国際法や国際機関が何を出来るのか？の質問が為された。

徳永会員からは政府としては、原子力災害対策本部を維持しているので、今はまだ緊急時だから20mSvだというのが言い訳になる。「収束状態」宣言とは矛盾するが「原子力緊急事態宣言」も解除していないので非常に無責任なダブルスタンダード状態が続いている。国際法の観点からは閣議決定は無意味で、国際法や条約に反する法律や政策はできない。この原則とかけ離れたことを行っている政府がおかしいという認識を広める必要があるが、この観点から被災者に寄り添い批判を行っている国際法学者は阿部浩己氏くらいしかいない。国連も国際法も国際的な政治的妥協の産物だが、それを使う手段があるということを知るべき。政府には履行する義務があるので、裁判などの中

で国連がこう言っているということを出していく、国内の裁判の現状を国連などに対して英語で発信することが必要だ。

勧告自体に法的拘束力はないが、日本政府のようにそれを無視することは国際的に非常識なことだ。逆にジュネーブでロビイングしている福島からの避難者もいる。UPR によって設定された NGO の会議などに来た、関心ある国の政府代表への働きかけを行っているとの回答が為された。

さらに議論はフロアに開かれ、放射能災害に関して国連は広島長崎以来何もしてこなかったのではなく、十分ではないがさまざまな活動が行われてきたことが指摘された。国連の人権レジームも地域によつてのダブルスタンダードがあったことを見直さねばならない。国家の義務が市民に転嫁されかねない現状で、長いタイムスパンでの構造的な見直しこそサブシステムという視点からも必要だという方向で活発に議論が展開された。

(平井朗)

「平和教育」分科会

報告 1：中原澤佳（新潟大学大学院）

「非暴力コミュニケーションの可能性—パウロ・フレイレの視点から—」

報告 2：野島大輔&受講生徒有志（関西学院千里国際中・高等部）

「平和教育の“補完”のために—現代の国際情勢と教室とを見据えた理論形成の必要性—」

討 論：松本孚（元相模女子大学）

司 会：杉田明宏（大東文化大学）

本分科会では、平和教育の新たな可能性について、理論・実践の二つの角度から報告を受けて討論を行った。

報告 1 では、中原会員が、心理学者マーシャル・ローゼンバーグの非暴力コミュニケーション（Nonviolent Communication、以下 NVC）にパウロ・フレイレの視点から光を当て、非暴力コミュニケーションの新たな可能性を提示した。ローゼンバーグ非暴力コミュニケーションの理論を構築したアメリカの心理学者であるとともに、世界中で NVC を実践する運動家でもある。また、ブラジル出身の教育学者パウロ・フレイレは、ブラジル、チリ、ギニア・ビサウなどで識字教育を行う実践家として、世界に大きな影響を与えた。抑圧された人々が単に文字を読み書きできるようになるのではなく、そのプロセスをつうじて失われた人間性を取り戻す人間解放の教育を目指していた。中原氏によれば、両者が暴力的な状況を変えるために奮闘した点に共通性が認められるが、ローゼンバーグは主として暴力的な人間関係からの回復に基づく社会変革に焦点をあてていたものの、暴力的な人間関係を生み出す社会構造には言

及しなかったと述べ、フレイレの社会構造と人間の関係の分析視点をローゼンバーグと接続することによって社会変革に向けた NVC の新たな可能性を提示し、フレイレの社会変革を実現するためローゼンバーグの NVC が有効な思想・方法論ではないかと提起した。

報告者はフレイレの思想を次のように整理した。すなわち、抑圧的な状況は人間らしく生きるという「人間化」の課題を妨げる「暴力」であり、それが、風土となり、受け継がれ、人間関係のなかに入り込む。また、被抑圧者は自身の中に抑圧者を内面化することで、被抑圧者が同じ被抑圧者に対して暴力をふるう「水平暴力」の問題も生じる。そのため、変革においてはその二重性の克服、すなわち、被抑圧者の内面に宿る抑圧者の存在、そしてそれを規定してきた社会構造への気づきがまず必要になる。

そこで、報告者はフレイレの社会変革の実現にむけての実践的な活動としてローゼンバーグの NVC を位置づけようとした。ローゼンバーグは、社会変革を自分自身の変化、他者との関係の変化、構造の変化という 3 つの変化でとらえており、す

べての変化は人の意識の変化によって行われ、人は異なる社会の物語を自ら選択すれば、社会は変わるという枠組みを持っていたのではないかと整理した。そのための具体的方法としての NVC の重要性が述べられたが、心理学者ローゼンバーグが述べる「構造」が主に「文化」を想定しており、社会科学の構造とは一致しない点が指摘された。以上を踏まえ、ローゼンバーグの社会変革の理論に、フレイレの社会構造の分析を補うことで、ローゼンバーグの NVC の実践や理論は深められ、社会変革を実現する可能性をもつのではないかと結論が述べられた。

本報告は、心理学・教育学・社会変革の理論をつなぎながら、報告者が取り組んでいる非暴力トレーニングの実践の理論的枠組みを深化させようとする意欲的な試みとして注目され、さらなる展開が期待される。

報告 2 は、野島氏の高校における「平和学入門」の実践と理論が、その受講生である高校生 4 人によるプレゼンテーションと授業者の解説という二つの視点から報告された。前半では、生徒が自分たちの受けた授業を振り返り、「1. 授業最終課題の発表、2. 集団創造思考について、3. ゲーム学習とイラスト作成、4. 紛争解決と和解の事例研究のレポート&質疑応答」という柱でパワーポイントにまとめ、分担して報告された。授業の最終課題は、「世界リフォーム計画」「東アジア社会の総合的な和解と組織化のための計画」「世界平和のための和解・調停のメカニズムの構築」といったテーマが追究されたグループワークであったが、次のような平和学的視点を踏まえた条件を踏まえて計画されたという。すなわち、「1. 直接的暴力を極小化すること、2. 構造的暴力を極小化すること、3. 文化的暴力が相当程度に解消、緩和されること、4. 世界大の民主主義が極大化されること、5. 地球環境への負荷が極小化されること、6. 現実の社会から、そのリフォーム案へのできるだけスムーズな移行措置が、平和的な非暴力的な手段によって可能であること」である。いずれも、グローバル・ローカルな視点からユニークな立案がなされ、模造紙に図式化されて表現されていた。次に、授業でのグループワークの目的・プロセス・結果が「集団的創造思考」の視点から総括された。すなわち目的が、各案の長所を結合し、より良い新たな案を生み出すこと、「異なる」≠「対立」ということの認識を持つこと、どんな発言もプラスにとらえ豊富な材料を持たたと考える意識づくりにあったことが述べられ、プロセスを可視化する工夫が紹介され、結果として「リラックスした状態であるため短時間でどんどん案が出た。チーム内の雰囲気が良い状態で話し合いが進められた。創造的で考えもしなかったような斬新な案も出てきた。もともと出た案がさらに強化された。全員が話し合いに参加していた」ことによ

り「1+1=2 以上、という共通の認識が持てた」とまとめられた。さらに、実践的な学習方法が「ゲーム学習・ディスカッション」というポイントで総括され、「三十年戦争ゲーム」「超大国と世界の国々ゲーム」「国際河川のもめごと」「国際連盟の創設」の取り組みが紹介された。最後に、この方法を通じて、自分で考える力・分析する力がついたこと、ロールプレイによって物事の順序や歴史的出来事を改めて理解できたこと、国の立場に立つことで国が直面した問題や葛藤を理解できたこと、現在の国際社会の課題として「法と力」の問題やパワーバランスの難しさ考えたこと、などが述べられた。

以上の生徒のプレゼンテーションを補足する形で、授業者である野島氏から自身の平和教育カリキュラムについて、その目的が「世界や東アジアの国際平和形成に直接に貢献・提案できる発想と技能とを持った地球市民の養成」にあり、「調停力、和解の推進、戦争を防止するための『メカニズム』の構築、トランスフォーム力の養成、歴史を踏まえてよりよい未来の学習が必要」という観点から、「一般論として戦争がいけない or 必要? だけではなく、特に日本国の文脈と環境で考えていく」「生徒に立論させ、自問自答させる」という授業スタイルをとっていること等が述べられた。最後に教育学者・勝田守一(1954)の「せっかちなイデオロギー教育でもなく、戦争反対をことばでくり返す教育でもない、もっと深いところで、子どもたちの性格と成長にふれてゆくものとしての平和教育の提起」という観点から従来の平和教育を踏まえて「補完」していく「平和教育学」を構築していく必要性が強調された。

授業者と受講生双方からの報告というスタイルは、以前にも野島氏によってなされた。実現が容易とは言えない発表方法であるが、授業をリアルに浮かび上がらせる上で有効であり、また、平和教育を実施する授業者側のねらいや思いだけでなく、受けた側が実際に何を受け取ったのかという、とかく見逃しがちになる点を意識化する上で今後

(杉田明宏)

日本平和学会第23期役員一覧

(2018年1月1日～2019年12月31日)

【執行部】

- ◆会長：黒田俊郎
- ◆副会長：竹中千春
副会長：ロニー・アレキサンダー
- ◆企画委員長：佐伯奈津子
副企画委員長：佐藤史郎
- ◆編集委員長：浪岡新太郎
- ◆広報委員長：竹峰誠一郎
- ◆国際交流委員長：奥本京子
- ◆学会賞選考委員長：阿部浩己
- ◆平和教育プロジェクト委員長：高部優子
- ◆「3・11」プロジェクト委員長：蓮井誠一郎
- ◆『戦争と平和を考えるドキュメンタリー50選』WG主任：石田淳
- ◆第二期全国キャラバンWG主任：木戸衛一
- ◆将来構想WG主任：竹中千春
- ◆事務局長：清水奈名子

【理事】 ※50音順。*は地区代表者。

- ◆北海道・東北：小田博志 *清末愛砂 黒崎輝 嶋原敦子
- ◆関東：青井未帆 阿部浩己 石田淳 上村英明 内海愛子 遠藤誠治 勝俣誠 川崎哲 小林誠
酒井啓子 清水奈名子 高原孝生 高部優子 竹中千春 竹峰誠一郎 蓮井誠一郎
*平井朗 古沢希代子 堀芳枝 浪岡新太郎 毛利聡子 米川正子
- ◆中部・北陸：黒田俊郎 佐伯奈津子 *佐々木寛 高橋博子
- ◆関西：奥本京子 *木戸衛一 君島東彦 佐藤史郎 田中勝 原田太津男 山根和代
ロニー・アレキサンダー
- ◆中国・四国：*石井一也 佐渡紀子
- ◆九州：近江美保 *木村朗
- ◆沖縄：島袋純 *島山淳

【監事】 大平剛 横山正樹

【委員会】 *は委員長または主任

- ◆企画委員会：小田博志 片岡徹 *佐伯奈津子 佐藤史郎 四條知恵 高橋良輔 高林敏之
鶴田綾 内藤酬 中村文子 長谷部貴俊 藤岡美恵子 前田幸男
- ◆編集委員会：(以下は22期委員・業務継続中) 青井未帆 白杵陽 君島東彦 佐藤壮広
鈴木規夫 柳原伸洋 渡辺守雄 (以下は23期委員) 阿知良洋平 *浪岡新太郎
前田輪音
- ◆広報委員会：秋山肇 猪口絢子 大野光明 *竹峰誠一郎 鈴木真奈美 高橋博子 勅使川原香世子
平林京子
- ◆国際交流委員会：*奥本京子 加治宏基 片野淳彦 君島東彦 児玉克哉 佐々木寛 古沢希代子
松野明久
- ◆平和教育プロジェクト委員会：奥本京子 笠井綾 杉田明宏 鈴木晶 *高部優子 暉峻僚三
中原滯佳 堀芳枝 松井ケティ 山根和代 ロニー・アレキサンダー
- ◆「3・11」プロジェクト委員会：藍原寛子 嶋原敦子 高橋博子 徳永恵美香 *蓮井誠一郎 平井朗
- ◆『戦争と平和を考えるドキュメンタリー50選』WG：*石田淳 小松寛 下谷内奈緒
- ◆将来構想WG：黒田俊郎 佐々木寛 清水奈名子 *竹中千春

日本平和学会分科会及び分科会責任者一覧

(2018年5月現在)

①平和学の方法と実践	責任者：遠藤誠治
②憲法と平和	責任者：君島東彦
③アジアと平和	責任者：日下部尚徳
④植民地主義と平和	責任者：佐伯奈津子、藤岡美恵子
⑤軍縮・安全保障	責任者：佐藤史郎
⑥アフリカ	責任者：藤本義彦
⑦環境・平和	責任者：平井朗、鳴原敦子
⑧平和教育	責任者：杉田明宏
⑨ジェンダーと平和	責任者：秋林こずえ
⑩平和文化	責任者：鈴木則夫、渡辺守雄
⑪発展と平和	責任者：原田太津男
⑫難民・強制移動民研究	責任者：小泉康一
⑬非暴力	責任者：藤田明史
⑭グローバルヒバクシャ	責任者：高橋博子、竹峰誠一郎
⑮平和と芸術	責任者：田中勝
⑯公共性と平和	責任者：宮脇昇
⑰ジェノサイド研究	責任者：石田勇治
⑱平和運動	責任者：清水竹人、木村朗
⑲戦争と空爆問題	責任者：伊香俊哉
⑳琉球・沖縄・島嶼国及び地域の平和	責任者：松島泰勝

分科会責任者連絡会議世話人 清水竹人
同 副世話人 田中勝

*連絡先については学会ホームページで各分科会のページを参照してください。

日本平和学会ニューズレター Vol. 23 No. 1 (2018年5月10日発行)

発行所：日本平和学会第23期事務局

〒321-8505 宇都宮市峰町 350
宇都宮大学学術院 (国際学部) 清水奈名子
e-mail: office@psaj.org

<http://www.psj.org/>

編集：日本平和学会広報委員会
委員長：竹峰誠一郎 編集担当：鈴木真奈美・勅使川原香世子